

別記様式第1号（第12条関係）

受付番号	平成30年 第 4 号
受付日	平成30年 5月15日
送付日	平成30年 5月15日
答弁受理日	平成30年 6月 6日

文書質問書

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	加藤 清助
所管部局	こども未来部

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、その趣旨が理解できるよう具体的に記載する。

「保育所入所 不承諾通知 194人は どこへ行ったのか」

文書質問

保育所入所 不承諾通知 194人は どこへ行ったのか

2018年5月14日

市議会議員 加藤 清助

全国で、待機児童問題が社会問題になっていることはご承知の通りです。待機児童問題は、首都圏を中心にした大都市部だけの問題ではなく、本市においても下表のように、毎年2月初めに、市が保育が必要と認定した子どもに対し、「定員の都合により」との理由で「不承諾通知」を出し、その後、2次調整を経て、最終4月1日時点の待機児童数を三重県に報告しています。

各年度の一次募集結果

年度	入所申込み(人)	承諾数	不承諾数
27	1591	1444	147
28	1630	1509	121
29	1684	1502	182
30	1776	1582	194

2次調整後の「待機児童数」

年度	人数
27	59
28	64
29	54
30	33

以上が、本市の近年の保育所入所申込み及び「不承諾」「待機児童数」の推移となっています。

まさに、平成29年6月議会答弁「しかしながら、平成30年については、まだ北部において一部 待機児童が発生するのではないかと見込んでいる」との答弁どおりの結果になっている。

「子育てするなら 四日市」とはとても言えないような状況が続いていることは残念であり、遺憾である。

また、平成30年度4月の待機児童の年齢別内訳は

年齢	待機児童数
0歳	0名
1歳	29名
2歳	1名
3歳	1名
4歳	0名
5歳	0名
合計	33名

以上が保育幼稚園課からの数値報告です。

本市では、待機児童ゼロ宣言目標年を平成29年度から平成31年度に先延ばししました。

しかしながら、児童福祉法は、保育の必要がある児童に保育の施設、量と保育の質を確保することは自治体の責務と定めています。

この責務に対する平成29年6月議会の答弁は「児童福祉法第24条第1項に、定める保育の実施については、市として保育を必要とするすべての児童に対して保育を提供できる体制を整備していく責務があると認識しております」であった。

もちろん、本市は、公立保育園の定員拡充及び民間保育園の整備事業に取り組んでいることは承知しています。

平成30年度には、市域中部に60名、市域南部に150名の保育園の開設、さらに平成31年度においても、市域北部に190名程度の保育枠の確保を行うと答弁された。

平成30年度保育所整備事業予算計画の園整備・定員は

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
日の本第2	9	9	12	20	20	20	90
たいすいノース	7	18	20	25	25	25	120
第2ひばり	12	15	16	17	—	—	60
合計	28	42	48	62	45	45	270

となっており、この整備によって平成31年4月開園の受け入れで本市の待機児童問題が解消されるのではないかと期待するところではある。

しかしながら、先の待機児童年齢別内訳及び「不承諾」通知人数や女性の就労状況いかなりによって待機児童ゼロ宣言が確信できるものではないことも予想されます。

かかる、経過、状況を踏まえ、前述の「不承諾通知」になった児童の行方を検証し、問うものです。

平成30年度入園申込みの、不承諾194人は、2次調整の結果、待機児童33人になったとの報告であるが、161人は、調整の結果、第2、第3希望・・・の認可保育園に入所できたのか、地域型小規模保育所に入所したのか、認可外保育所に入所したのか？

あるいは、入所をあきらめて、育休を延長することになった保護者がいるのか、等についてお尋ねします。

また、平成31年4月開園整備を進めている前記の3園の定員数を見ると本年4月の待機児童の大多数を占める1歳児・29人を上回る定員枠・合計42人となっている。

平成27-31年度「四日市子ども・子育て支援事業計画」について、3年目の平成29年度に見直し改定が行われたところである。

保護者の願いは、ただ保育の受け皿が増えることを望んでいるわけではありません。その願いは、子どもにとって、条件が整う居住地近くで就学前まで預かり続けることができる施設への入所にあると思います。

ニーズの高い、0～3歳の低年齢児の入所枠の拡大が求められるが、4・5歳は他園へ移る選択をしなければならなくなるようでは、こどもの発達・成長過程において不安要素を残すことになるのではないかと、見解を求めます。

また、本市においても保育所整備事業を取組んでいるところですが、厚生労働省2018年度 保育施策に関連して、全国児童福祉主管課長会議における保育課関係説明資料（2018年3月20日 厚生労働省 子ども家庭局）によれば、保育所等整備交付金について、次のようにある。

「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備を進めるため、2017年度補正予算及び2018年度予算案において、企業主導型保育事業を含め、合計115万人分の受け皿整備に必要な予算を計上するとともに、保育の受け皿増が必要な地域における施設整備や改修に係る国庫補助率の嵩上げ、2分の1 ➡ 3分の2 を引き続き行い、意欲のある市町村の取り組みを支援することとしている。

また、昨今の資材費及び労働費の動向を反映し、平成29年度における交付基準額から3%増の補助単価の改定を行う予定であるので、各市町村におかれては積極的な保育の受け皿確保に向けた取り組みを進めていただくようお願いする』とあるが、下線部の実施状況を確認したい。

次に、待機児童解消のためには保育士不足の解決、処遇改善とセットの問題であると考えています。

保育士、とりわけ、民間保育士や非正規の保育士の処遇改善こそ求められていることは、この間の協議の中でも共通認識にできたと思っています。

平成28年6月議会答弁において、本市の民間格差補助金の実績に関連して、園の平均勤続年数に応じて公私の格差手当を支給していると、本市独自の処遇改善の方策について述べられた際、「現行の補助基準の額では10年目以降の上積みがございません。これについては今後の検討課題であると認識しております」とのことでありましたが、その後、この課題についての、検討、実施はいかが至ったのかお尋ねします。

また、前述同様、国の保育士処遇施策について、平成29年度及び平成30年度の改善・前進点について、具体的内容、公定価格・加算等お尋ねします。

以上